

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年2月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 保管した物件の名称又は種類、形状及び数量

浮棧橋 1基

2 保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を撤去した日時

(1) 放置されていた場所 香川県三豊市詫間町香田字下和田内郷80番17地先

(2) 撤去した日時 平成19年1月17日16時30分

3 物件の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 保管を始めた日時 平成19年1月17日16時30分

(2) 保管の場所 香川県三豊市詫間町香田字下和田内郷80番17地先（現地保管）

4 返還を受ける方法等

当該物件の所有者等が香川県西讃土木事務所に申し出ること。なお、物件の撤去、保管その他の措置に要した費用は所有者等の負担となる。

また、港湾法第56条の4第9項の規定により、当該物件を平成19年7月17日までに返還することができないときは、当該物件の所有権は港湾管理者に帰属する。

5 本件に関する問合せ先

香川県西讃土木事務所 総務課 管理担当 電話番号 0875-25-1001